

令和2年5月農業委員会総会議事録

日 時 令和2年5月29日（金曜日） 議事開始 午前9時23分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 谷口 克美 尾山 實文 田方 説夫 竹下 助範
稲田 優 下原 小枝子 栗下 章二 岩屋 美智子
田中 雄策

【推進委員】 山口 長徳 伊地知トシ子 高谷 千代子 増田 賢造
溝添 トミ子 吉留 律子 杉元 義男 津口 えりこ
山之内 秀樹 上畠 勝 赤川 リク子 永前 茂則
福迫 久利 中津 ゆみ子 園田 義保

欠席委員

【農業委員】 な し

【推進委員】 川口 三雄 宮田 吉人

事務局職員

事務局長	押川 国智	事務局長補佐	鳥澤 庄司
農地調整係長	川上 大輔	農地調整係主査	大園 あけみ
農地調整係主任主事	松下 理恵	農地調整係主事	池田 哲也

議 題

- 報告第 3号 農地等の合意解約について
- 報告第 4号 農用地利用配分計画について
- 議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 7号 空き家に附属した農地の指定について
- 議案第 8号 農用地利用集積計画について
- 議案第 9号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第11号 非農地証明願いについて
- 議案第12号 耕作放棄地の非農地判断について
- 議案第13号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 議案第14号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

事務局長　それではただいまから令和2年5月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

谷口会長　【あいさつ・・・】

谷口議長　次ぎに委員の出席状況を報告いたします。宮田委員と川口委員から本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので報告します。

よって、ただ今の出席者は25人で定足数に達しております。

谷口議長　これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、田方委員と田中委員を指名いたします。それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第3号から報告第4号及び議案第6号から議案第14号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長　（議案朗読）

谷口議長　議案の朗読が終わりました。

これより報告及び審議に入ります。まず、報告第3号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

谷口議長　事務局。

事務局　報告第3号についてご説明いたします。今月の合意解約件数は16件でございます。2ページをご覧ください。

令和2年5月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月、審議していただく案件と関連がないものについて、順を追ってご説明いたします。

整理番号1番については、耕作者変更に伴い解約するものです。

続いて、整理番号2番から整理番号7番については、他の担い手へ売買予定があるので解約するものです。

整理番号13番については、他の担い手へ売買する為、解約するものです。以上、ご報告いたします。

谷口議長　説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質問がないようですので、次に報告第4号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 報告第4号「農用地利用配分計画について」ご報告いたします。3ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、令和2年5月1日付けで県知事より許可が下りた案件をご報告するものでございます。計20件、71筆、58,139㎡となっております。詳細につきましては、4ページから12ページに記載のとおりです。以上、報告いたします。

谷口議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案第6号についてご説明いたします。13ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転17件、貸借3件の合計20件です。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については概略ご説明いたします。まず所有権移転からご説明いたします。14ページをご覧ください。

整理番号1番、田2筆、2,278㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。栗下委員の掘起しです。15ページをご覧ください。

整理番号2番、田3筆、1,128.27㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。宮田委員の掘起しです。

整理番号3番、田1筆、602㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。杉元委員の掘起しです。16ページをご覧ください。

整理番号4番、田4筆、畑1筆、計5筆、4,346㎡の贈与です。渡

人、受人の関係は伯父と甥になります。17ページをご覧ください。

整理番号5番、田1筆、1, 212 m²の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号6番、田1筆、1, 361 m²の売買です。価格は総額〇〇円です。18ページをご覧ください。

整理番号7番、田3筆、2, 382 m²の売買です。価格は総額〇〇円です。増田委員の掘起しです。19ページをご覧ください。

整理番号8番、田4筆、1, 809 m²の贈与です。受人と渡人との関係は兄弟です。

整理番号9番、田2筆、698 m²の贈与です。受人と渡人との関係は、いとこです。21ページをご覧ください。

整理番号10番、田5筆、畑2筆、計7筆、8, 050 m²の贈与です。受人と渡人との関係は親子です。

整理番号11番、田1筆、1, 378 m²の売買です。価格は総額〇〇円です。23ページをご覧ください。

整理番号12番、田6筆、畑1筆、計7筆、5, 717 m²の贈与です。受人と渡人との関係は親子です。24ページをご覧ください。

整理番号13番、田4筆、5, 122 m²の贈与です。備考欄に記載がありますが、受人は〇〇市で〇〇m²の経営面積があり、下限面積要件を満たしております。竹下委員の掘起しです。

続きまして、整理番号14番、田1筆、758 m²の贈与です。25ページをご覧ください。

整理番号15番、畑1筆、543 m²の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号16番、畑2筆、752 m²の売買です。価格は総額〇〇円です。26ページをご覧ください。

整理番号17番、田1筆、958 m²の売買です。価格は総額〇〇円です。続いて、貸借についてご説明いたします。27ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、1, 797 m²の賃貸借です。借賃は年総額〇〇

円です。

整理番号2番、畑3筆、2, 448㎡の賃貸借です。借賃は10アールあたり〇〇円です。28ページをご覧ください。

整理番号3番、田2筆、3, 574㎡の使用貸借です。受人と渡人との関係は甥と叔母です。以上、所有権移転17件、貸借3件です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

谷口議長 事務局の説明が終わりました。議案第6号については、各担当委員が現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々にお願いしております。各委員から報告をしていただきます。整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を栗下委員にお願いします。

栗下委員 議長。

谷口議長 栗下委員。

栗下委員 それでは整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。受人の自宅のすぐ東側にあり、周辺一帯は基盤整備も済み、日照・接道・用排水は問題ありません。農業法人に貸していましたが、渡人が農地を処分したいとの事で受人が買う事となりました。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人は〇〇自治会で水稻主体の専業農家です。所有農地の管理も行き届いていることから、地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

谷口議長 次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を宮田委員にお願いしていましたが、本日欠席のため事務局にお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 それでは宮田委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでいませんが、農地の形状は良好です。周辺一帯は水田地帯で北側は山林に接していますが、日照・接道・用排水は

良好です。農地の現状は何も作付けされていませんでした。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人は〇〇自治会で水稻主体の兼業農家で父親と二人でしております。今後は、水稻やイタリアンを作付けする予定との事でございます。所有農地の管理や地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願います。

谷口議長 次に整理番号3番の土地及び申請人「受人」の確認を杉元委員に願います。

杉元委員 議長。

谷口議長 杉元委員。

杉元委員 それでは整理番号3番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。受人の自宅の前にあります。権利取得後は、水稻を作付けする予定です。周辺は宅地・水田接していますが、日照・接道・用排水は良好で問題ありません。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人は〇〇自治会で水稻主体の専業農家です。畦畔や所有農地の管理も行き届いていることから、地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願います。

谷口議長 次に整理番号4番の土地を田方委員に、申請人「受人」の確認を園田委員に願います。まず、田方委員に願います。

田方委員 議長。

谷口議長 田方委員。

田方委員 それでは整理番号4番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。水田4筆は基盤整備ですが、西側に山林があるため、午後から日照は不良です。接道・用排水は良好です。畑1筆は基盤整備がされておらず不整形で三方が山林であるため、日照は不良です。また、接道も不良ですが、排水は良好です。以上、報告いたします。

谷口議長 次に園田委員に願います。

園田委員 議長。

谷口議長 園田委員。

園田委員 それでは整理番号4番の受人について、ご報告いたします。受人は〇〇自治会の大工で水稻や養豚などを行っている兼業農家です。畦畔や所有農地の管理も行き届いており、地域の方々と共同でいろいろされているとの事なので地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号5番・6番の土地を吉留委員に、同じく整理番号5番・6番の申請人「受人」の確認を上畠委員にお願いします。まず、吉留委員にお願いします。

吉留委員 議長。

谷口議長 吉留委員。

吉留委員 それでは、整理番号5番及び6番の農地について、ご報告いたします。まず、整理番号5番の農地からご報告いたします。申請農地は〇〇自治会にあります。周辺は基盤整備済みの水田地帯です。形状・日照・接道・用排水は良好です。続きまして、整理番号6番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会にあります。先ほどの整理番号5番の農地のすぐ西側にあります。形状・日照・接道・用排水は良好です。以上、ご報告いたします。

谷口議長 次に上畠委員にお願いします。

上畠委員 議長。

谷口議長 上畠委員。

上畠委員 それでは整理番号5番及び6番の受人について、ご報告いたします。受人は〇〇自治会で〇〇業をしている水稻主体の兼業農家です。所有農地の管理も行き届いている事から、地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号7番の土地及び申請人「受人」の確認を増田委員にお願いします。

増田委員 議長。

谷口議長 増田委員。

増田委員 それでは整理番号7番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周辺一帯は基盤整備がされており、現在も水田と利用されております。日照・接道・用排水は良好です。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人は〇〇自治会で造園業をしている水稻主体の兼業農家です。後継者もおり、所有農地の管理も行き届いている事から、地域との調和については何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号8番の土地及び申請人「受人」の確認を中津委員にお願いします。

中津委員 議長。

谷口議長 中津委員。

中津委員 それでは整理番号8番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで周辺一帯は水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人は〇〇自治会で水稻主体の専業農家です。取得後は水田として、利用するとの事です。畦畔などや所有農地の管理も行き届いている事から、地域との調和については何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号9番の土地及び申請人「受人」の確認を稲田委員にお願いします。

稲田委員 議長。

谷口議長 稲田委員。

稲田委員 それでは整理番号9番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。吉都線のすぐ北側で基盤整備はされていない水田です。2筆ですが、現況は1枚の水田です。西側に受人の所有する水田と接して

おり、形状も良く、日照・接道・用排水は良好です。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人は〇〇自治会で水稻主体の兼業農家ですが、営農にも意欲的で水田の管理も行き届いており、地域との調和については何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号10番の土地及び申請人「受人」の確認を竹下委員にお願いいたします。

竹下委員 議長。

谷口議長 竹下委員。

竹下委員 それでは整理番号10番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。水田に関しては、自宅のすぐ近くに広がっていました。基盤整備はされておらず、農地の形状はまあまあ良い方でした。周辺一帯は水田地帯で一部山林に接しています。日照・接道・用排水は何も問題はありませんでした。作付け状況は、水稻とラッキョウなどの露地野菜でした。今回、渡人が高齢な事もあり、農地を子へ譲るため、申請されたものです。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人は〇〇自治会で水稻とラッキョウなど露地野菜の複合経営の兼業農家です。受人と渡人との関係は親子で取得後の利用状況は、今までどおり水田と畑として利用するとの事でございます。畦畔及び農地の管理も行き届いており、用水路等の管理も良くされており、地域との調和については何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号11番の土地及び申請人「受人の確認を吉留委員にお願いいたします。

吉留委員 議長。

谷口議長 吉留委員。

吉留委員 それでは整理番号11番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周囲は受人の所有する水田となります。周囲は田と

畑が混在しています。基盤整備はされていませんが、日照・接道・用排水は良好です。続きまして、受人についてご報告いたします。受人は〇〇自治会で水稻主体の兼業農家です。兼業であります。畦畔や所有農地の管理も行き届いていることから、地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号12番の土地を吉留委員に、申請人「受人」の確認を尾山委員にお願いします。まず、吉留委員にお願いします。

吉留委員 議長。

谷口議長 吉留委員。

吉留委員 それでは整理番号12番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておらず、細長い農地で接道は少し狭い道路です。道路を挟んで両側に位置しています。日照・用排水は、問題はありませんでした。以上、報告いたします。

谷口議長 次に尾山委員にお願いします。

尾山委員 議長。

谷口議長 尾山委員。

尾山委員 それでは整理番号12番の受人について、ご報告いたします。受人は〇〇自治会の水稲主体の兼業農家です。渡人との関係は親子です。権利取得後は、水田には水稲を畑には露地野菜を作付けするとの事です。所有農地の管理も行き届いている事から、地域との調和については何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号13番の土地及び申請人「受人」の確認を竹下委員にお願いします。

竹下委員 議長。

谷口議長 竹下委員。

竹下委員 それでは整理番号13番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておられません。農地の形状は三角形の農地もありますが、まあ良い方です。周辺一帯は水田が広がっています。

日照・接道・用排水は何も問題はありませんでした。作付け状況は、これまでも水稻を作付けしてきたとの事です。

続きまして、受人についてご報告いたします。渡人との関係は親子です。現在、〇〇の〇〇地区にお住まいで焼酎工場と契約している甘藷などの露地野菜主体の兼業農家です。取得後の利用状況は、今までどおり水稻を作付けするとの事でございます。畦畔及び農地の管理も行き届いており、地域との調和については、今まで

どおりやっていくとの事で何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号14番の土地及び申請人「受人」の確認を中津委員に願います。

中津委員 議長。

谷口議長 中津委員。

中津委員 それでは整理番号14番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。現在、雑草が生えており、周辺一帯はオリーブ畑です。基盤整備はされていませんが、農地の形状は良く、日照・接道・排水も良好です。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人は〇〇自治会で会社経営のオリーブ主体の兼業農家です。権利取得は、オリーブを作付けするとの事でございます。所有農地の管理や地域との調和は良好で何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号15番・16番の土地及び申請人「受人」の確認を杉元委員に願います。

杉元委員 議長。

谷口議長 杉元委員。

杉元委員 それでは、まず整理番号15番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周辺一帯は基盤整備されていない畑作地帯です。日照・接道・排水は問題ありません。現在はカボチャが作付けされ

ていました。周囲にはオリーブ畑があります。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人は〇〇自治会で稲作主体の専業農家で地域の認定法人の構成員でもあります。所有農地の管理も行き届いている事から地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号16番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。整理番号15番のすぐ東隣となります。周辺一帯は基盤整備されていない畑作地帯ですが、日照・接道・排水は問題ありません。受人については整理番号15番の受人と同一人物であるため、説明を省略いたします。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号17番の土地及び申請人「受人」の確認を上島委員にお願いいたします。

上島委員 議長。

谷口議長 上島委員。

上島委員 それでは、整理番号17番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。未整備の水田ですが、日照・接道・用排水は良好です。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人は〇〇自治会で稲作と和牛の複合経営の専業農家で今後も増頭したいとの事で水田を購入したとの事でした。所有農地の管理は行き届いている事から地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に貸借整理番号1番の土地を竹下委員に、申請人「受人」の確認を田中委員にお願いいたします。まず、竹下委員にお願いいたします。

竹下委員 議長。

谷口議長 竹下委員。

竹下委員 それでは整理番号1番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておられません。1筆ですが、

現況は2枚になっており、長方形で形の良い農地です。周辺一帯は水田地帯です。北・西側は竹山、南側は川内川、東は水田地帯で日照は問題ありません。接道・用排水は良好です。用水については、川内川からポンプアップで水を取り入れています。以上、報告いたします。

谷口議長 次に田中委員にお願いします。

田中委員 議長。

谷口議長 田中委員。

田中委員 それでは整理番号1番の受人について、ご報告いたします。受人は〇〇自治会の水稲主体の専業農家です。後継者はいません。受人は貸してくれる農地を以前から探していたそうです。受人に対して、近隣に迷惑を掛けないように強く指導したところでした。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号2番の土地を中津委員に、申請人「受人」の確認を栗下委員にお願いします。まず、中津委員にお願いします。

中津委員 議長。

谷口議長 中津委員。

中津委員 それでは整理番号2番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで周辺一帯は畑作地帯です。農地の状況は、現在サツマイモが作付けされていました。日照・接道・排水は良好で問題はありませんでした。以上、報告いたします。

谷口議長 次に栗下委員にお願いします。

栗下委員 議長。

谷口議長 栗下委員。

栗下委員 それでは整理番号2番の受人について、ご報告いたします。受人は〇〇自治会の水稲主体の専業農家で地域の認定法人の構成です。後継者はおります。所有農地の管理は行き届いている事から地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号3番の土地及び申請人「受人」の確認を岩屋委員にお願いします。

岩屋委員 議長。

谷口議長 岩屋委員。

岩屋委員 それでは、整理番号3番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。少し段になっていますが、農地の形状は良好です。日照・接道・用排水は問題ありません。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人は〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。受人は兼業農家ですが、両親共に元気で農業の手伝いをもらいながら、休日は農業に一生懸命取り組んでいます。所有農地の管理は行き届いており、地域の用水路奉仕にも協力されている事から地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいいたします。

谷口議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題はありませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。

従いまして、計20件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上、ご報告いたします。

(事務局判断根拠説明)

谷口議長 ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第6号の審議に入ります。所有権移転整理番号1番の譲受人は〇〇委員です。

よって、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

谷口議長 それでは、ただ今から所有権移転整理番1番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。所有権移転整理番号1番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

谷口議長 それでは、所有権移転整理番号1番を除く、議案第6号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第6号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。それではここでしばらく休憩をいたします。

(10分間休憩)

谷口議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に議案第7号「空き家に附属した農地の指定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 今月の指定申出件数は1件です。申出人の住所氏名は省略し、内容については概略ご説明いたします。30ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、152㎡です。空き家バンクは登録済で、農地の状況としては全部遊休化しております。

谷口議長 事務局の説明が終わりました。議案第7号については、担当委員が現地確認等をしていただいていますので、報告をしていただきます。杉元委員にお願いします。

杉元委員 議長。

谷口議長 杉元委員。

杉元委員 それでは、整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。現在は遊休化していますが、一部は草刈などされて管理されていきました。以上、報告を終わります。

谷口議長 担当委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 今回の指定申出内容につきましては、農地法3条第2項第5号の別段面積の取扱基準第5条第2項第1号から4号まで事前に事務局で申出書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。従いまして、空き家に附属した農地の指定要件を充たしていると考えます。

谷口議長 ただ今、担当委員及び事務局より説明がありました。これより議案第7号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第7号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。次に議案第8号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 案第8号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。今月の計画件数は所有権移転3件、利用権設定27件、合計30件となっております。利用権設定のうち、農地中間管理事業が15件となっております。申出人の住所・氏名、期間、備考欄に関しましては、特記事項のみ説明し、他は省略させていただきます。はじめに、所有権移転関係についてご説明いたします。32ページをご覧ください。

整理番号1番、畑1筆、3, 272㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。増田委員の掘り起こしとなります。

整理番号2番、田2筆、789㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、35ページをご覧ください。畑11筆、34, 855㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。この案件は宮崎県農業振興公社が行う農地売買事業の一時貸付タイプを活用しております。

皆様、ご存知かと思いますが、農地売買事業は渡人（所有者）から公社が買い入れて受人（担い手）に売り渡しますが、売渡の時期等によって、公社が買い入れた農地を速やかに売り渡す即売りタイプ、公社が買い受けたのちに公社から受人に貸付けを行い5年以内に受人が買い受ける一時貸付タイプ、土地代金の納入を10年以内の年賦払いとする分割払いタイプの3つの種類に分けられます。当該案件は平成27年の〇月、〇月、〇月の3回に渡り一時貸付タイプを利用し、公社が買い受け、受人が5年以内に買い受ける約束で耕作してきた農地です。今年、約束の5年の期間が到来するため、3件すべての農地を一括して買い受けるものです。以上、所有権移転3件です。

続きまして、利用権設定についてご説明いたします。なお、利用権設定については、借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。

37ページをご覧ください。

整理番郷1番、田6筆、3,877㎡の賃貸借です。

整理番号2番、38ページをご覧ください。田4筆、6,887㎡の賃貸借です。

整理番号3番、畑1筆、1,471㎡の賃貸借です。39ページをご覧ください。

整理番号4番、田1筆、1,335㎡の賃貸借です。

整理番号5番、田1筆、1,701㎡の賃貸借です。

整理番号6番、40ページをご覧ください。田2筆、3,817㎡の賃貸借です。

整理番号7番、田3筆、2,764㎡の賃貸借です。41ページをご覧ください。

整理番号8番、田3筆、1,708㎡の賃貸借です。山口委員の掘り起こしで山口委員からの意見書の添付がございます。42ページをご覧ください。

整理番号9番、田2筆、4,890㎡の賃貸借です。

整理番号10番、田2筆、1,747㎡の賃貸借です。43ページをご覧ください。

整理番号11番、田1筆、2,290㎡の賃貸借です。

整理番号12番、田1筆、2,357㎡の賃貸借です。

整理番号13番から同27番までは農地中間管理事業ですので、その旨の説明は省略させていただきます。

整理番号13番、田1筆、1,025㎡の使用貸借です。45ページをご覧ください。

整理番号14番、田8筆、7,154㎡の賃貸借です。46ページをご覧ください。

整理番号15番、田3筆、2, 273㎡の賃貸借です。

整理番号16番、47ページをご覧ください。田2筆、2, 064㎡の賃貸借です。

整理番郷17番、畑3筆、2, 455㎡の賃貸借です。48ページをご覧ください。

整理番号18番、田2筆、1, 323㎡の賃貸借です。

整理番号19番、50ページをご覧ください。畑7筆、5, 049㎡の賃貸借です。

整理番号20番、田1筆、2, 064㎡の賃貸借です。51ページをご覧ください。

整理番号21番、田1筆、505㎡の賃貸借です。

整理番号22番、田1筆、588㎡の賃貸借です。

整理番号23番、田1筆、2, 110㎡の賃貸借です。52ページをご覧ください。

整理番号24番、田1筆、899㎡の賃貸借です。

整理番号25番、田1筆、1, 195㎡の賃貸借です。

整理番号26番、53ページをご覧ください。田2筆、2, 556㎡の使用貸借です。

整理番号27番、畑1筆、1, 530㎡の賃貸借です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いたします。

谷口議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。議案第8号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

（なしと言う者多数あり）

谷口議長 　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第8号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を

求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第8号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。次に、議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請について」、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議案第11号「非農地証明願いについて」、議案第12号「耕作放棄地の非農地判断について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。54ページをご覧ください。今月の許可申請件数は3件です。55ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田5筆、1, 179㎡を農業用機械格納庫として追認申請するもので申請人より始末書の提出がございました。雨水など排水につきましても、地下浸透で処理します。

整理番号2番、場所が大字〇〇、畑1筆、297㎡を農業用機械格納庫として追認申請するもので申請人より始末書の提出がございました。雨水など排水につきましても、隣接する自己所有の水田へ排水します。56ページをご覧ください。

整理番号3番、場所が大字〇〇、畑1筆、3, 485㎡を山林として追認申請するもので申請人より始末書の提出がございました。雨水など排水につきましても、地下浸透で処理します。

続きまして、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。57ページをご覧ください。今月の許可申請件数は8件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。58ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑3筆、1, 468㎡を資材置場と

して申請するものでございます。権利関係は使用貸借です。事業費については、造成等につきましては、自己労力となり、発生しません。雨水など排水につきましては、地下浸透で処理します。

続きまして、整理番号2～4番につきましては、同一の案件でありますので、併せて説明いたします。誠に申し訳ございませんが、先日県の調査の際に指導があり、農地区分が第1種農地となります。修正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。なお、第1種農地については原則不許可ですが、農地法施行令第4条第1項第1号ニ及び農地法施行規則第35条に規定される「申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る法第4条第6項第1号ロに掲げる土地（第1種農地）の面積割合が3分の1を越えず。」に該当するため、不許可の例外となります。

59ページをご覧ください。場所が大字〇〇、整理番号2が畑7筆、31,697㎡、62ページをご覧ください。整理番号3が畑13筆、50,574㎡、整理番号4が畑1筆、5,613㎡で合計畑21筆、87,884㎡を太陽光発電施設用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和2年7月15日から令和3年3月31日までとなっています。全体事業面積は291,433.67㎡で、事業費につきましては、土地取得費〇〇円、造成費〇〇円、建設工事費〇〇円、諸経費〇〇円、計〇〇円を全額融資により対応するとの事です。雨水など排水につきましては、調整池、側溝を配置し、北側既存排水路へ排水します。63ページをご覧ください。

続きまして、整理番号5番、場所が大字〇〇、田1筆、1,418㎡を太陽光発電施設用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和2年7月1日から9月30日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、設備費〇〇円、建設工事費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金により対応されるとの事です。雨水など排水につきましては、地下浸透で処理します。

続きまして、整理番号6番、場所が大字〇〇、田1筆、2,411㎡を

太陽光発電施設用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和2年7月1日から9月30日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、設備費〇〇円、建設工事費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金により対応されるとの事です。雨水など排水につきましては、地下浸透で処理します。

整理番号7番、場所が大字〇〇、田1筆、17㎡を農業用施設用地（洗い場）として申請するものでございます。4条の整理番号1番と関連します。権利関係は贈与で譲受人から始末書が提出されています。雨水など排水につきましては、地下浸透で処理します。64ページをご覧ください。

整理番号8番、場所が大字〇〇、田2筆、855㎡を廃資材置場兼駐車場として申請するものでございます。権利関係は贈与で事業費については、造成等につきましては、自己労力となり、発生しません。雨水などの排水は東側市道側溝へ排水します。

続きまして、議案第11号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。65ページをご覧ください。今月の証明願い件数は4件でございます。66ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田1筆、畑5筆、4,812㎡です。申請理由は原野となります。67ページをご覧ください。

整理番号2番、場所が大字〇〇、畑1筆、978㎡です。申請理由は原野となります。

整理番号3番、場所が大字〇〇、畑1筆、23㎡です。申請理由は山林となります。

整理番号4番、場所が大字〇〇、田1筆、277㎡です。申請理由は原野となります。

続きまして、議案第12号「耕作放棄地の非農地判断について」ご説明いたします。68ページをご覧ください。非農地判断件数は6件です。69ページをご覧ください。

整理番号1番から4番までは場所が隣接している為、併せてご説明いた

します。場所が大字〇〇、田4筆、2, 433㎡です。現況は原野となります。

続きまして、整理番号5と6番も場所が隣接しておりますので併せて、ご説明いたします。場所が大字〇〇、田2筆、2, 632㎡です。現況は原野となります。以上、ご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 事務局の説明が終わりました。議案第9号から第12号については、28日、第2小委員会で審議がされておりますので、ここで第2小委員会から報告をお願いします。

竹下第2小委員長 議長。

谷口議長 竹下第2小委員長。

竹下第2小委員長 それでは、第2小委員会の報告を行います。会長から招集を受けて、5月28日に、委員10名、事務局3名の計13名の出席のもと、第2小委員会を開催いたしました。今回の議案は、4条3件、5条8件、非農地証明願い4件、非農地判断6件でございます。それでは、議案ごとに、ご説明いたします。

農地法第4条の議案第9号、整理番号1番についてご説明いたします。申請人は、今月の農地法第5条議案10号整理番号7番の申請地の所有権移転について、調査をした際に申請地が農地のままであった事が判明したため、追認申請するものです。既に建っている農業用機械格納庫は平成12年頃に申請人の父が建設したとの事です。場所は〇〇地区です。〇〇から南西に約700mのところに位置します。申請地の状況は、北側は自己所有農地、南側は水路、西側は水路、東側は道路に接しております。周囲の農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号2番についてご説明いたします。申請人は、平成12年頃、申請地に農業用機械格納庫を建築しました。今回、息子へ農地を贈与するため、自己所有農地を調査したところ、申請地が農地のままであった事が判明したため、追認申請するものです。場所は〇〇地区です。

〇〇公民館から東に約500mのところに位置します。申請地の状況は、北・西側は申請人が所有する水田、東・南側は宅地に接しております。周囲の農地には影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号3番についてご説明いたします。申請人は、平成18年頃、申請地に植林しました。今回、息子へ農地を贈与するため、自己所有農地を調査したところ、申請地が農地のままであった事が判明したため、追認申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から南東に約300mのところに位置します。申請地の状況は、北側は水田、南側は山林、西側は申請人が所有する水田、東側は山林に接しております。北側に水田がありますが、日照に影響のないように植林されていたので農地に影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、農地法第5条の議案第10号、整理番号1番についてご説明します。譲受人は市内で建築業を営む法人です。今回、新たに現場事務所や資材置場を確保したく、候補地を探していたところ、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談した結果、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から東に約500mのところに位置します。申請地の状況は、北側は宅地、南・西側は雑種地、東側は畑に接しています。東側の畑から距離をあけるとの事でしたので農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号2番から4番を併せてご説明します。譲受人は、県外の太陽光発電事業者でえびの市で太陽光発電施設を設置したく、適地を探していたところ、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談した結果、了承を得たので今回申請を行うものです。場所は〇〇地区です。〇〇から北東へ約1.6キロのところに位置します。申請地の状況は、北・南側は山林、西側は山林と原野、東側は原野になります。周囲に農地はない事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号5番についてご説明します。譲受人は、県外の太陽光発電事業者です。えびの市で太陽光発電施設を設置したく、適地を探していたところ、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談した結果、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から北東に約500mのところに位置します。申請地の状況は、北側は宅地・原野、南側は宅地・水田、西側は宅地、東側は道路に接しています。南側に水田がありますが、日照に影響はない事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号6番についてご説明します。譲受人は、整理番号5番の譲受人と同一で適地を探していたところ、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談した結果、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から南東へ約1.5キロのところに位置します。申請地の状況は、北側は雑種地、南側は田、西側は宅地・田、東側は田に接しています。西側の田は、譲渡人が耕作しており、南側の田とは段差があり低い状況です。東側の田に影響のないように設置する計画であるため、農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号7番についてご説明します。農地法第4条の議案9号整理番号1番と関連があります。譲渡人が自分の所有する農地を調査していたところ、申請地が農地のままで譲受人の農業用施設用地（洗い場）の一部となっていることが判明したため、譲受人に話をし、今回、追認申請するものです。場所は〇〇地区です。申請地の場所及び及び状況は、議案9号整理番号1番で説明しましたので割愛いたします。農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号8番についてご説明します。譲受人は、市内で建築業を営んでおります。廃資材置場や駐車場が手狭になったことから、譲受人である父親に相談して、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。場所は、〇〇から南へ100mのところに位置します。

申請地の状況について〇〇は、北側は雑種地、南側道路、西側宅地、東側は道路になります。〇〇は、北側は雑種地、南側は水路、西側は田・雑種地、東側は道路になります。農地には影響のないように造成するとの事でしたので農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、非農地証明願いの議案第11号及び非農地判断の議案第12号についてご説明します。今回、非農地案件につきましては、事務局が用意した、航空写真、現況写真等で判断いたしました。特に問題は見当たりませんでした。

以上、第2小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法第4条申請3件、第5条申請8件、非農地証明願い4件、非農地判断6件の計21件につきましては、全会一致で許可相当と判断いたしました。皆さまにご審議をお願いしまして、第2小委員会の報告を終わります。

谷口議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第4条及び第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果、問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。また、非農地判断につきましては市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よりまして、今月の議案第9号から第12号の計21件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

谷口議長 ただ今、第2小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第9号から第12号に対する第2小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第9号から12号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。議案第9号及び第10号は原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。また、議案第11号及び第12号は、お諮りのとおり決定いたします。次に、議案第13号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」、議案第14号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案第13号につきまして、ご説明いたします。70ページをご覧ください。令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてですが、農業委員会等に関する法律第37条に「農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」と規定されています。また、農業委員会等に関する法律施行規則第15条に「農業委員会は、毎年度、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について、翌年度の六月三十日までに公表しなければならない」と規定されていますので事務の点検・評価を農業委員会内で行っているものでございます。中身につきまして、順にご説明いたします。71ページをご覧ください。

まず、平成31年3月31日現在での農業委員会の状況を記載しています。72ページをご覧ください。

担い手への農地の利用集積・集約化について、目標及び実績を記載しています。基盤法での集積が167ヘクタールございましたが、基盤法での終了面積が36.6ヘクタール、基盤法での合意解約面積が33.6ヘクタールでした。集積面積から終了・解約などの面積を差し引いた面積が令和元年度での実際の集積面積96.8ヘクタール、累計の集積面積が2092.5ヘクタールとなりました。目標を2085.7ヘクタールに設定していましたので、実績による達成状況は100.33パーセントで目標をわずかながら達成しました。その他活動計画及び活動評価、目標及び活動に対する評価はご覧のとおりとなりました。73ページをご覧ください。

新たに農業経営を営もうとする者の算入促進の項目となります。農地法第3条で農業振興地域内の農用地区域外の10アール要件で権利設定された方々が令和元年度は9名、合計面積が0.9ヘクタールでした。74ページをご覧ください。

遊休農地に関する措置に関する項目となっています。令和元年度の利用状況調査で農地に再生した遊休農地の面積は8.6ヘクタールとなっています。今年も8月以降、利用状況調査を行いますのでよろしく願います。75ページをご覧ください。

違反転用への適正な対応につきましては、毎月実施している農地パトロールや利用状況調査、転用相談で解消指導等を行っています。76ページをご覧ください。

事務に関する点検ということで、農地法第3条に基づく許可事務ですが、昨年度は145件許可しました。各委員さんにはそれぞれの案件を個別で現地調査をお願いして、その結果を報告いただき、それに基づきまして、総会でご審議いただきまして、結果については、議事録で公表している状況です。

農地転用に関する事務につきましても、昨年度60件ありました。小委員会で現地調査、総会での審議を経て意見を頂いて、県知事に意見書を進

達するまでの状況です。77ページをご覧ください。

農地所有適格化法人からの報告ということで農業所有適格化法人は各法人への決算後3ヶ月以内に農業委員会に提出するよう義務付けられています。現時点では1法人がまだ未提出の状況です。決算が3月という事などあるかと思われます。担当が電話で提出するように指導しています。

情報の提供については、これは農地法第52条に規定されています。賃貸料情報についてもホームページや農業委員会だよりなどで公開しております。農地の権利移動等についても毎月の総会で審議頂いた分を取りまとめています。各種統計調査あるいは農地の集積等のデータとして活用しています。農地基本台帳及び農地に関する地図の公表につきましては、農地法第52条の2に規されていますが、農地情報公開システムで公表しております。データの更新については、毎月の権利移動あるいは固定資産台帳等の変更に伴う更新を随時行って、できるだけ新しい情報を保つように努力しているところでございます。以上、点検・評価書を作成して、農業者等の意見を踏まえた上で公表して、国への提出となります。点検・評価は以上でございます。79ページをご覧ください。

議案第14号、令和2年度目標及びその達成に向けた活動計画についてご説明いたします。80ページをご覧ください。

農業委員会の状況について、令和2年3月31日現在の状況を記載しています。81ページをご覧ください。

担い手の農地の集積面積は90ヘクタールを目標としました。新たな農業経営を営もうとする者の参入促進については、過去の平均をとりまして、7経営体としています。82ページをご覧ください。

遊休農地に関する措置につきましては、遊休農地解消面積の目標を前年度と同様10ヘクタールとしました。違反転用への適正な対応につきましては、違反転用解消面積の目標を前年度と同様の3ヘクタールとしました。農地パトロールや利用状況調査、非農地判断等で解消等を推進していきたいと考えています。以上、ご審議方よろしく申し上げます。

谷口議長 説明が終わりました。これより議案第13号及び第14号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第13号及び第14号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前11時30分